

研究課題名

長時間保育における乳幼児の心身に及ぼす影響及び保育所処遇の在り方に関する研究

課題番号 H10-子ども-038

研究者名

主任研究者 民秋 言(白梅学園短期大学教授)

分担研究者 大嶋 恭二(東洋英和女学院大学助教授) 桑 幸男(名古屋市立大学教授)

倉戸 直実(浪速短期大学教授)

研究協力者 高野 陽(東洋英和女学院大学教授) 迫田 圭子(立正大学専任講師)

千葉 武夫(聖和大学短期大学部専任講師) 清水 益治(奈良保育学院専任教員)

広利 吉治(宮城学院女子短期大学教授) 金子 恵美(日本社会事業大学専任講師)

小沼 肇(武蔵野短期大学教授)

まえがき

本研究は保育所における長時間保育が乳幼児の心身にどのような影響を与えるのか、その実態を明らかにし、そのうえで保育の処遇・長時間保育の在り方を追求するものである。乳幼児が長時間保育をうけることにより心理的・生理的・身体的圧迫や影響を与えられるはずであるが、まずはその実態はどのようなものか、保育学、教育学、児童福祉学、心理学、小児医学専攻の研究者がチームをつくり学術的にこの点を明確にするよう試みた。また、それはどのような保育処遇のもとに生じているものか、それを除去したり予防したりするための保育体制（保育の在り方）をどのように求めていけばよいか、実践的に検討し方策を具体的に提示するよう努めたものである。さらに、長時間保育をうけることにより子どもの育ち（発達）にも看過できないものがあるはずである。この点にも留意して研究をすすめた。

今日、長時間保育の要請はますます強くなってきている。それを避けて通れないほど、期待は大きい。したがって、それだけに長時間保育が持つ課題への取組みは緊急性がある。

第1章 調査研究の概要

1. 調査の方法 留置き式の質問紙法による調査並びに面接聴取調査

2. 調査対象 全国47都道府県の長時間保育を実施する公私立全4,628保育所（厚生省児童家庭局保育課監修『全国保育所名簿』平成8年による）

3. 調査票の配票と回収 直接郵送により配票

・回収 回収率は19.2%

4. 調査の内容 長時間保育に関する18項目

- ①園児数
- ②職員構成
- ③長時間保育の体制
- ④職員配置（午前7時30分頃と午後6時30分頃）
- ⑤長時間保育の実施場所
- ⑥長時間保育をしている理由
- ⑦長時間の保育時間
- ⑧子どもの様子
- ⑨保母の配慮
- ⑩園の配慮
- ⑪カリキュラム
- ⑫保護者への連絡など

5. 調査の期間 平成11年1月～2月

6. 集計処理 株式会社 流通情報センターに委託

第2章 結果の概要

1. アンケート調査

長時間保育を実施している全保育所4,628園のうち、890園、公立307園、私立551園（公私不明32園）から回答を得た。調査記入者の職務は、全体の56.5%が園長、37.2%が主任であった。

保育時間が8時間以上にわたっている子どもは全体の3分の2であった。3歳児以上になると、長時間保育の対象児が増加しているが、0歳児を12～13時間保育している園もあった。

保育時間が9～10時間、10～11時間、13～14時間、14時間以上では、いずれの年齢でも私立園の平均人数が多かった。8～9時間と12～13

時間では、年長児では公立園が多く、年少児では私立園の平均人数が多かった。長時間保育における公私立園の違いは、対象児の年齢と関係している。

長時間保育の体制については、一部の職員でローテーションを組む体制では公立と私立で差がないが、公立園は私立園と比べて、クラス担任を含めてローテーションを組むという体制が少なく、非常勤及びパート職員を長時間保育の担当として採用している園が多かった。

午前7時30分頃の職員構成について調べたところ、クラス担任保育が8割程度の園で就労しており、ついで多いのは長時間保育専任保育であった。職員の就労形態を比較すると、私立は公立よりも常勤が多く、公立は逆に非常勤とパートが多かった。同時間帯の職員人数の合計の平均は、公立が2.5名、私立が2.8名でいずれも3名未満であった。このうち、常勤は私立が公立よりも多く、非常勤とパートは公立が私立よりも多かった。長時間の専任保育数は1～2名で、常勤、非常勤、パートのいずれの勤務形態でも公立の方が私立よりも平均人数が多かった。また夕方6時30分頃の職員配置は、午前7時30分頃に類似していた。ただし、園長と主任が就労している割合が高かった。

長時間保育を行う場所では、約9割の園が通常の保育室を利用していた。

長時間保育を実施している理由は、公立・私立ともに、保護者の要請が最も多く、次いで、公立では市町村（行政）の指示・要請、私立では園の保育理念によるものが多かった。開所時間については、公私それぞれの実施時間を調べたところ、私立では11時間半～12時間未満が23.6%で、12時間～12時間半未満が52.5%であった。つまり、11時間半～12時間半未満に79.1%が入る。一方、公立では11時間半～12時間未満が47.9%で、12時間～12時間半未満が15%であった。そして、11時間～11時間半未満が18.9%であり10時間半～11時間未満が10.7%と段階的に減少する。これらを合せて11時間半～12時間半未満は62.9%であった。特徴的であることは、12時間を越えて開所しているのは私立で52.5%、公立は15%で、圧倒的に私立が多い。また、公立は11時間半～12時間半未満にピークがあり、47.9%である。そして、私立のピークとマイナス30分のずれがみられる。

長時間保育利用園児数は、公私合わせた890サ

ンプルからの結果では、午後6時半頃では、1～4人の所が146カ所（16.4%）、5～9人の所が220カ所（24.7%）でピークであり、10～14人の所が153カ所（17.2%）であった。つまり、以上を合せると、1～14人までを保育している所は58.3%であった。次に、午前7時半頃では、1～4人の所が277カ所（31.1%）でピークであり、5～9人の所が237カ所（26.6%）、10～14人の所が88カ所（9.9%）であった。つまり、同様に1～14人までを保育している所は74.9%であり、この値は早朝保育の保育需要が高いことを表している。

長時間保育のクラス編成については、午前、午後とも大きな差はなく、7割前後は「クラス編成はなく合同で保育」を行なっている。そして、2割ぐらいの保育所で「乳児と幼児のクラスを別けて保育」を行なっている。

長時間保育の様子を知るための「午後（6時30分頃）はそれまでの時間帯と比べてどのような様子を見せますか。」という質問に対して、「それまでとは違った様子を見せる」と答えた数値は、1～3歳児が大きく年齢が上がるとともに徐々に減少している。このことから、低い年齢児ほど、それまでの保育時間とは異なった様子を見せており、その後、保育所での生活に慣れてくると、その数値が低くなってきている。

長時間保育の子どもの姿の特徴について、年齢別に多くあげられた回答からその特徴を見ると、0～1歳児は、「保育のひざを独占しようとする」、「泣いたりむずかる」、「やたらあまえる」といった保育とのスキンシップを求める行動が特に多い。このことは、子どもを温かくありのまま受け入れなければならないという子どもに対する援助の在り方をも示している。4～5歳児になると、まだ不安な行動を見せることもあるものの、「異年齢の子どもの世話をしたり、かわいがる」、「好きな遊びに熱中する」といった姿が多くなる。この年齢においても、「おちつかない様子」を見せるものの、それぞれが適応した姿を見せている。

夕方の保育担当者の配慮について「長時間保育の担当者は夕方どのようなことに配慮して保育していますか。」の質問を行った。各年齢の特徴は、0～2歳児では、「寄ってきた子どもを受けとめようとする」「子どもの体調に特に留意する」等の項目が多く、保育はスキンシップを十分にとり、精神面・健康面を配慮している。3

～5歳児では、「好きな遊びがじっくりできるようにする」、「事故・怪我などの対応を特に心がける」、「子どもの話をじっくり聞く」が多く、4・5歳になると「異年齢の子どもとの交流を大切にする」がそれに加わってくる。年齢が大きくなると、活動する範囲も広がるので安全面と、子どもの活動に対する配慮がなされている。

長時間保育で夕方に配慮している点としては、「保母を複数配置している」や「常に常勤の保母を一人は配置している」のポイントが高かった。また、より長時間に対応している私立保育園では「おやつや軽食・補食を出すようにしている」もののポイントが高かった。

長時間保育のためのカリキュラムは、公私を問わず、特にカリキュラムは組まれていなかった。

長時間保育での子どもの様子を保護者に伝える人は、長時間クラス担任が最も多く、次いでクラス担任が多かった。伝え方は殆どの保育園が口頭で知らせており、約半数の保育園では併せて連絡帳が利用されていた。

2. 保育所勤務の看護職に対する意見聴取調査

乳幼児の心身に及ぼす影響は多岐に及ぶことが予測され、そのなかには小児保健学領域に位置する事項が多く含まれていることも十分に考えられることから、長時間の保育の乳幼児の心身に及ぼす影響を小児保健学的検討を通して、長時間の保育の方針の策定に資することを目的に、聞き取り調査による研究を行った。

ここでは保育所勤務の保健婦及び看護婦の5人から、その長時間の保育についての小児看護学的・小児保健学的視点からの意見を聴取した結果の概要を述べることにする。

調査結果から、長時間の保育が、乳幼児に影響をもたらしていることは否定はできない。今日、長時間の保育が日常化している現状において、その乳幼児の健康に及ぼす影響は、その保育実態に応じて、必ずしも明確に把握されているとは言えない。

今回の児童福祉法の改正に伴う今後の保育体制を考慮すれば、長時間の保育の影響についての研究は、密度の高いものであるべきであろう。特に、乳児保育の一般化に伴い、産休明けの乳児の長時間の保育も実施される施設も増加するであろうことは容易に予測される。長時間の保

育の対象になる乳幼児の種類は多様化の傾向にあり、その健康上の影響についてのきめ細かい検討は不可欠なことである。

長時間の保育における問題点としては、看護職の意見等から判断して、感染症をはじめとする疾病異常の問題、精神保健面の問題、食事や授乳等による栄養摂取の問題、基本的生活リズムにかかわる問題に大きく区分することができよう。これらの問題点は、保育対象の乳幼児の条件、保育者等の保育体制に基づく条件、保護者側の条件に起因して発生するものといえる。

当然、問題解決においても、看護職の意見にもみられるように、これらの条件の改善が基本となることはいうまでもない。特に、現行の保育体制の中でも実践できることが少ない。例えば、保育者の条件である。保育者が長時間の保育において発生すると思われる問題点を十分に理解し、それによってもたらされる乳幼児の心身の影響についての知識をもつことである。その場合、看護職や嘱託医から専門的指導を受けることも必要であろう。また、毎日、担任保育者と長時間の保育の担当者との間で、長時間の保育対象の乳幼児の心身の状態の報告を履行することは、決して困難なことではなく、統一的認識の確立が不可欠であろう。保育者が、乳幼児の24時間にわたる生活を認識できる能力を備えることができるように、保育者養成の段階で検討することも必要であろう。

乳幼児の食事の問題も大切である。今後さらに、保育時間が長くなることも予測され、その乳幼児の家庭の食事の時間を考慮して、それぞれの乳幼児に適応した授乳を含む食事の提供を配慮すべきことが必要であろう。しかし、その際の保育現場における献立の作成、調理体制等、多角的に検討を行う必要がある。また、幼児に提供する食事を、軽食にするか、または完全な形の夕食にするかといった問題もあろう。その場合にも、乳幼児の生活実態に応じたものであるべきであろう。特に、保育所生活と家庭生活との双方を含む24時間の生活の中に占める長時間といわれる保育時間帯での食事という視点において十分に検討されることが必要であることはいうまでもない。

感染症は、集団保育の場においては日常なことである。長時間の保育の乳幼児では、感染の機会が多く、繰り返して罹患すること、治癒までに長期間を要することが指摘されている。

この実態は、多くの要因が考えられるが、その一つに異年齢の乳幼児が同一の保育室で保育されていることがある。保育されている乳幼児の数はどの感染の機会があると考えてよく、特に、乳児にとっては幼児からの感染は、そのまま発病につながり、時には重症化することも十分に予測される。いわゆる「風邪」には、月齢が小さくてもかかってしまうので、罹病頻度は多くなる。ワクチンのない「風邪」では、罹病によって免疫が獲得されるので、これを待つことによって、その乳児はその後罹病しなくなるであろう。といっても、罹病を期待するわけにはいかず、感染を防ぐ基本的な方法が長時間の保育においても実践されることが不可欠となろう。

このような感染等による発病の予防以外にも、乳幼児の基本的な健康の保持増進を図るためには、保育者の乳幼児の健康に関する十分な知識の習得と認識を深めることが必要である。看護職が指摘するように、保育者は乳幼児の生活を24時間の単位で看ることができることが期待される。保育者として経験を積むことによって可能であろうが、養成機関を修了してすぐに就労する人材も多いことから、この点を強化した保育者養成教育も必要であろう。さらに、小児保健学的視点で乳幼児とその生活が看することもできる人材が必要である。その意味からも、養成時期に小児保健学の教育の充実を図ることが期待されていることが十分に認識できる。

長時間の保育の根本的な影響について、再度確認しておきたい。この場合、保育所における要因以外の要素も、乳幼児の心身への影響が大きいことも認識するべきであろう。この点に関しては、今後の研究に待つことにしたい。しかし、乳幼児の身体面における影響を生じさせないように配慮するためにも、保育の影響以外の要因についての改善点も多いと思われる。心理的・情緒的配慮も当然のことながら、家庭環境・家庭と園との関係等、問題の発生の基盤が多いことを考えるとき、その点の修復をはかるように園と家庭相互の努力も必要であろう。

看護の視点から、望ましいと考えられる長時間の保育については、次のような考察ができる。

①保健面として、看護職の配置されていない保育所や看護職の勤務外の時間帯においては、夜間受診体制を含む園での対応の基準を明らかにしておくこと、保護者の状況を把握して、保健的側面からの支援体制の確立を留めることが必要

であること、②人的条件として、対象児の人数、年齢分布、等により保育者数の整備が可能であるようにし、保育担当、片付け担当、調理担当の人員を配置できるようにすること、③保育内容については、一斉保育になじまない時間帯のあることも配慮した個別の保育内容の工夫、適切な食事の調整を図ることにをあげることができる。

上記の視点から長時間の保育について次の点に留意することが望まれる。

①保育実践について

*個々の乳幼児の保育所における生活を、24時間の一日の生活を基盤として考慮する。さらに全保育時間（登園から降園までの時間）を含む長時間にわたる保育部分の保育のあり方を配慮する。

*保育室の設定を少なくとも、乳児と幼児との区分ができるように配慮する。

*疲労の認められる乳幼児、体調のよくない乳幼児のために、安静が確保できる部屋の確保を配慮する。

*長時間にわたる保育の対象の乳幼児には、帰宅後の食事の時間を考慮した食事の提供を確立する。

*保護者と担任保育者との連絡の機会を増やすように配慮する。

*明らかな罹病時、または体調がよくないと判断されたときには、嘱託医との連絡が常時取れるような対応の確立が図られる必要があり、必要に応じて地域の医療機関との連携を図ることができるような行政面での対応が必要である。

②保育者について

*保育の質の向上は、保育者の対象の乳幼児の適切な理解が基本であることから、長時間にわたる保育の対象となる乳幼児の担任保育者は必ず長時間担当保育者に、個々の乳幼児の心身の状態を伝達することを基本的義務とする。

*保育者の乳幼児の日常の健康状態の観察能力の向上を図るため、施設の長や行政は、小児保健学領域の研修の機会の提供について配慮する。

*保育者自身も、自らの能力を向上させる努力を怠らないようにする。

*保育者養成の観点からは、今後の長時間にわたる保育の増加に備え、保育者に小児保健学的知識と意識の確保を卒業前から十分に修得できるように、専門的教育の充実を図る対策の確立が必要である。さらに、保護者、他の保育者や

保育に関連する職種とのコミュニケーションのとり方を十分に認識する基盤をつけること等の教育がなされる必要がある。

おわりに

公私立を併せて890の保育所を調査し、併せて保育所職員からも一部聞き取り調査を行った。その結果からすると、8時間を超え、長くは13時間余に及ぶ長時間の保育が3分の2以上の園で実施されていることが明らかになった。

しかし、実施の実体には公私立保育園間に格差がみられる。保育時間が長くなるほど、私立園に依存する傾向がみられた。全体的には長時間保育児は年齢が高いほど多くなっている。長時間の保育には、そのあり方について細かな配慮や事前の計画が必要と考えられる。しかし、園独自で長時間保育の計画を立てているものは、極めて僅かである。長時間保育のための施設や担当職員の立場・配置の状況についても、公私立の間にかかなりの違いがあった。人間関係を築く能力の育つ乳幼児期の保育の担当者のあり方や、おやつ・食事のあり方、保健や介護の体制等には、解決すべき課題のあることが窺われた。

今回の調査研究では保育の具体的な体勢や個々の子どもへの配慮等についての調査は、十分に行き届いてはいない。事例的な研究も含めて、今後の課題として残された。具体的な保育実践の事例分析とも併せて、長時間の保育が子どもの心身に及ぼす影響や保育のあり方について、今後さらに追究を進めたい。

今回の研究の実施に当たり、関係の行政機関、並びに保育所及び職員の方々に多大なご協力とご援助をいただいた。記して謝意を表したい。